

「館山市菜の花ホール他」自動販売機設置事業者募集要項

令和3年2月

館 山 市

「館山市菜の花ホール他」自動販売機設置事業者募集要項
一般競争入札

目 次

1	募集内容	P 2
2	入札参加資格	P 2
3	募集物件に関する質問・回答	P 3
4	現地確認	P 4
5	設置事業者の選考方法	P 4
6	行政財産貸付料等	P 4
7	入札参加申込書の提出	P 5
8	入札書の提出	P 5
9	開札・落札者の決定	P 6
	入札の無効	
10	行政財産貸付申請書の提出	P 7
11	行政財産貸付契約の締結（設置事業者の決定）	P 7
	行政財産貸付契約の解除	
12	自動販売機設置に係る仕様等	P 8
	使用できる施設の概要	
	使用できる期間	
	販売品目	
	販売価格	
	自動販売機の規格等	
13	使用条件	P 9
14	原状回復	P 10
15	自動販売機の交換・設置の中止・他所への増設	P 10
	自動販売機の交換	
	自己都合による自動販売機の設置の中止	
	自動販売機の増設	
16	費用負担	P 11
17	設置業者及び販売実績の公表	P 11
18	協議事項	P 11
19	様式のダウンロード	P 11
20	問い合わせ先・書類の提出先	P 11

この要項は館山市（以下、「当市」という。）が市有財産の有効活用及び市有施設来訪者へのサービスの向上を目的として一般競争入札により募集する自動販売機の設置について、応募にかかる条件及び手続き等の必要事項を定めるものである。

1 募集内容

（１）貸付募集場所

物件 番号	貸付場所	所在地	設置 台数	貸付 面積
101	菜の花ホール（屋外）	館山市北条 1735	1 台	1.7 m ²
102	館山市図書館（屋外）	館山市北条 1740	1 台	1.7 m ²

※貸付スペースは自販機設置スペース、幅・1.3m、奥行・1.0m（1.3 m²）、及び容器回収箱設置スペース（2 個：缶、ペット用）、幅・0.4m、奥行：0.5m（0.2 m²×2 個＝0.4 m²）計 1.7 m²とし放熱スペースを含むものとする。

（２）行政財産貸付期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

（なお、貸付期間の更新は行わないものとする。）

（３）販売品目は清涼飲料水等（缶・ビン・ペットボトル容器）とする。

2 入札参加資格

入札に参加できるのは、次の要件をすべて満たす法人又は個人とする。

- （１）館山市に本店又は支店・営業所があること。
- （２）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可の免許を有していること。
- （３）市税、国税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- （４）次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

①成年被後見人

②民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 1 条に規定する準禁治産者

③被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④民法第 1 7 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥被破産者で復権を得ない者

（５）次の①から⑩までのいずれにも該当しない者、又は次のいずれかに該当する者であっても、その事実があった後 3 年を経過した者であること。

- ①当市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ②当市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③落札者が当市と契約を締結すること又は当市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により当市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤正当な理由がなくして当市との契約を履行しなかった者
- ⑥前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ⑧前⑦に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ⑨無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑩公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

3 募集内容に関する質問・回答

募集内容について疑義がある場合には、当市に対して説明を求めることができる。

（1）提出書類

募集内容に関する質問書（別記様式第1号）

（2）受付期間

令和3年2月26日（金）～令和3年3月5日（金）

午前9時00分～午後5時00分（図書館の休館日である月曜日を除く。）

（3）提出方法

質問書により持参又はファクシミリ・電子メールで提出するものとする。電話や口頭等による質問は受け付けない。なお、ファクシミリ・電子メールで提出した場合には、質問書が届いたか、電話で確認すること。

（4）提出先

「20 問い合わせ先・書類の提出先」を参照

（5）質問者への回答方法

質問者に対してはファクシミリ又は電子メールで個別に回答する。また、

すべての質問事項及び回答をまとめ、入札参加者に対し電子メール又は郵送で送付する。

最終回答日時 令和3年3月9日（火）午後5時

(6) その他

質問への回答内容はこの募集要項と一体となって効力を有するものであり、必ず質問及び回答を確認すること。選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

4 現地確認

設置場所の現地確認を令和3年3月5日（金）に実施するので、希望する場合は、「20 問い合わせ先・書類の提出先」に記載の担当者に事前に連絡すること。

5 設置事業者の選考方法

自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という）の選考は入札により行い、入札書に記載された「納付金料率」の最も高い者を落札者とする。落札者を当該行政財産貸付契約の相手方とする。

6 行政財産貸付料等

設置事業者は、次に掲げる行政財産貸付料及び電気使用料実費相当額（以下「貸付料等」という。）の年額を、当市が発行する納入通知書により、指定する日までに納入しなければならない。

物件番号 101：

貸付料等＝基本額 1,820 円＋販売実績割額＋電気使用料実費相当額

物件番号 102：

貸付料等＝基本額 1,660 円＋販売実績割額＋電気使用料実費相当額

(1) 基本額は年額とし、年度末締めで当市の指定する日までに一括で納入すること。また、設置開始日から起算し、設置期間が1年未満の場合はこれを月割計算とする。この場合において、1月未満の場合は、1月として計算する。なお、当該額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 販売実績割額（注1）と電気使用料実費相当額（注2）は、年度末締めとし、当市が指定する日まで年度分を一括して納入する。なお、当該額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(注1) 販売実績割額：各月における販売実績額（消費税及び地方消費税を含む。）に入札の際に掲示された納付金料率を乗じて得た額

(注2) 電気使用料実費相当額：証明用電気計器（子メーター）による年間消費電力量÷親メーターによる年間消費電力量×親メーターで計測された年間の消費電力料（親メーターによる年間消費電力料の算定における電力

の使用期間は当年度の4月1日から3月31日までとする。なお、年度途中で契約を解除した場合は解除した月の末日までとする。ただし、各施設の電力供給業者が契約期間内に変更となった場合は、算定による使用期間を実情に即して変更できるものとする。）

7 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、あらかじめ当市に入札参加申込書を提出するものとする。入札参加資格者は、提出された書類等により入札参加資格等の審査を経て決定する。入札参加申込者へは当市から入札参加資格者の決定の有無を別紙1「入札参加資格通知書」にてFAXで送信する。申込者はこの通知を受理した旨をすみやかに当市へFAXにて返信するものとする。

(1) 提出書類

①入札参加申込書（別記様式第2号）

②誓約書（別記様式第3号）

③印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

：提出日においては発行の日から3か月以内の原本を提出すること。

④法令等の規定により販売について許認可を要する場合は、許認可等の写し

⑤住民票 記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿「履歴事項全部証明書」）

⑥市税及び国税の納税証明書（当市に事業所がない場合は国税）

⑦消費税及び地方消費税等の納税証明書（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）

(2) 受付期間

令和3年3月5日（金）～令和3年3月11日（木）

午前9時00分～午後5時00分（図書館の休館日である月曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送の場合には、書留郵便により令和3年3月11日（木）午後5時までに必着のこと。

(4) 提出先

「20 問い合わせ先・書類の提出先」を参照

(5) 入札の辞退

入札参加申込書提出後、都合により辞退する場合は辞退届を提出する。

（別記様式第4号）

8 入札書の提出

入札に参加する者は、当市に入札書を提出するものとする。（入札参加申込書を提出した者に限る。）なお、入札書は1物件番号ごとに入札書1枚提出す

ること。また、提出した入札書の差し替え、撤回はできない。

(1) 受付期間

令和3年3月12日（金）～令和3年3月18日（木）

午前9時00分～午後5時00分（図書館の休館日である月曜日を除く。）

(2) 提出書類

入札書（別記様式第5号）

黒インクの万年筆又は油性黒ボールペン等で記入したもの。

(3) 提出方法

入札書を定型封筒（長形3号など）に入れ、封をしたうえ、割印を上中下3ヶ所に押印（印鑑証明印）するとともに、封筒表面に「自動販売機入札書物件○」と記入し、入札参加者の名称を油性黒ボールペン等で記入したものを、持参により提出する。また、郵送により提出する場合は、入札書入りの封筒（前段の要領で作成したもの）を定型封筒（外封筒）に入れたものを提出すること。なお、郵送の場合には、書留郵便により令和3年3月18日（木）の午後5時までに必着のこととする。

(4) 提出先

「20 問い合わせ先・書類の提出先」を参照

9 開札・落札者の決定

(1) 開札日時 令和3年3月19日（金）午前11時00分に提出された入札書の開札を物件番号順に行い、最も高い納付金料率を提示した者を落札者として決定する。（入札参加者の同席は不要）なお、納付金料率が同率となった場合には、当市が別途定める日時に、当該同率となった入札者がくじを引くことにより、落札者を決定する。落札者を決定したときは、落札者に通知するとともに、落札者名及び納付金料率を当ホームページに掲載する。

(2) 納付金料率

納付金料率はアラビア数字で小数点第2位までを記入することとする。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- ①入札参加申込書及びその添付書類に虚偽の内容が記載されているもの
- ②入札参加資格がない者が入札したもの
- ③入札書の提出方法、提出先、提出期限などが守れなかったもの
- ④入札書に記載すべき事項が記載されていないもの
- ⑤入札書に入札者の記名押印がないもの（押印は印鑑証明のあるものに限

る。)

- ⑥入札書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑦入札書に記載した内容が分明でないもの
- ⑧入札書に記載した納付金料率を訂正したもの
- ⑨入札書に虚偽の内容が記載されているもの
- ⑩入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
- ⑪その他入札に関する条件に違反したもの
- ⑫その他、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

10 行政財産貸付申請書の提出

自動販売機の設置は、地方自治法第238条第2項第4号（昭和22年法律第67号）に規定する行政財産の貸付（以下、「行政財産貸付料」という。）により行う。落札者は、令和2年3月19日（木）までに行政財産貸付の申請書を提出しなければならない。行政財産貸付申請書の受理は提出された書類等により自動販売機設置に係る使用等の審査を経て決定する。受理若しくは不受理が決定した場合、当市から別紙2「行政財産貸付申請受理通知」をFAXで送信する。申請者はこの通知を受理した旨をすみやかに当市へFAXで返信するものとする。なお、指定する期日までに正当な理由なくして行政財産貸付の申請が成されなかった場合、又は審査の結果、当該申請が不受理となった場合は、落札者の決定を取り消す。この場合には、入札の際に当初の落札者について高い納付金料率を提示した者を繰り上げて、落札者として決定する。

提出書類

- ①行政財産貸付申請書
- ②設置場所における自動販売機の配置図
設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の配置、仕様がわかるもの。
- ③設置する自動販売機の規格書及びカタログ（仕様、寸法、消費電力等が確認できるもの）
- ④販売品目等一覧表（別記様式第6号）
- ⑤自動販売機の管理関係等に関する届出書（別記様式第7号）

11 行政財産貸付の契約（設置事業者の決定）

（1）設置事業者の決定

行政財産貸付の契約は令和3年3月30日（火）までに行う。契約の締結後、落札者は設置事業者として決定する。

（2）契約の解除

次のいずれかに該当するときは、行政財産貸付の契約を解除する場合がある。また、②から⑤までに該当して行政財産貸付の契約を解除された場合には、解

除した日から3年間、本市が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加することができない。なお、年度途中において契約を解除した場合、設置事業者は「6行政財産貸付料等」により算定した貸付料等を指定期日までに本市に納付するものとする。

- ①本市において公用または公共用に供するため必要を生じたとき。
- ②設置事業者が本貸付契約の義務に違反すると認められたとき。
- ③貸付料等その他の債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。
- ④本契約にかかり設置事業者が本市に提出した入札参加申込書、行政財産貸付申請書、その他提出書類の内容について虚偽の事実が認められたとき。
- ⑤手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- ⑥差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- ⑦破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- ⑧本市の書面による承諾なく、設置事業者が1か月以上貸付物件を使用しないとき。
- ⑨本市の信用を著しく失墜させる行為を設置事業者がしたとき。
- ⑩設置事業者の信用が著しく失墜したと本市が認めるとき。
- ⑪本契約にかかる事業の履行に関して、法令等の規定により許可等を要する場合で設置事業者がその取り消しを受けたとき。
- ⑫資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- ⑬貸付物件及び貸付物件が所在する行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- ⑭前各号に準ずる事由により、本市が契約を継続しがたいと認めたとき。
- ⑮設置事業者又は設置事業者の役員等が館山市暴力団排除条例の規定に該当する者であることが判明したとき。

(2) 契約の終了

本契約は更新がなく、貸付期間の満了により終了する。

1 2 自動販売機設置に係る仕様等

(1) 設置する施設の概要

「1 募集内容」(1)、(2)を参照

(2) 設置期間

設置期間 「1 募集内容」(3)の行政財産貸付期間とする。ただし、設置期間であっても、本市が公用・公共用に供するため必要とするときなどは、契約を解除する場合がある。この場合事業者に損害が生じても本市はその賠

償の責を負わないものとする。

(3) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類の缶、びん、ペットボトルなどの密閉式の容器入りとし、酒類及びその類似品（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）を除くこと。なお、夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

(4) 販売価格

販売価格については、次のとおりとすること。

標準小売価格	販売価格
130円	130円
160円	160円
上記以外の価格	市と協議

(5) 自動販売機の規格等

- ①自動販売機は、位置図に示した場所に、指定した外形寸法上限を超えないものを設置すること。
- ②設置事業者の負担により、自動販売機の電気使用料を計測するための証明用電気計器（子メーター）を設置すること。
- ③自動販売機は、省エネタイプのノンフロン対応機種であること。
- ④施設の閉庁日や閉庁時間に、照明の自動消灯・減光などが可能なセンサーやタイマー機能を有する機種とするように努めること。
- ⑤自動販売機の設置に当たっては、コンセントロー一つに対して、差込プラグを一つとして使用すること。
- ⑥自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置を施すこと。
- ⑦自動販売機及び回収ボックス等設置について、管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこと。

1.3 行政財産貸付の条件

- ①契約目的以外の用途に使用しないこと。
- ②自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- ③貸付料等を当市が指定する期日までに確実に納付すること。
- ④募集要項、仕様書及び契約書に定める事項を遵守すること。
- ⑤各月ごとに自動販売機の販売実績（商品別の販売数量、販売額）を記録し、当該年度分を市の指定する日までに書面により当市へ報告すること。また、当市が自動販売機の販売実績等に関する調査を行う場合には、協力すること。

- ⑥販売品の納入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路等については、当該施設の管理者の指示に従うこと。
- ⑦自動販売機の故障発生や問い合わせ・苦情等への対応、商品の賞味期限や商品の補充などの在庫管理、販売代金の保管・回収など、自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に対応すること。なお、自動販売機に故障発生時の際の連絡先を明記すること。
- ⑧前⑦に掲げる自動販売機の維持管理の一部を第三者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、「自動販売機の管理関係等に関する届出書」（別記様式第7号）に当該委託契約書又は協定書等の写しを添えて、当市へ提出すること。なお、維持管理の全てを第三者に委託できないものとする。
- ⑨自動販売機設置場所には、販売する清涼飲料水容器の種類（缶・びん・ペットボトル・ペットボトルキャップ用等）に応じて、使用済容器の分別回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済み容器は、他社製品の持ち込み等を問わず、設置事業者の責任において適切に回収・処分すること。
- ⑩衛生管理については、関係法令等を遵守するとともにその徹底を図ること。また、自動販売機の設置に当たり、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。なお、これらの手続き等を要する場合には、当該手続き等の完了後に、自動販売機の設置を行うこと。
- ⑪自動販売機の転倒、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、当市及び第三者に損害を与えた場合は、設置事業者の責任においてその一切を解決すること。また、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、設置事業者の負担において速やかに復旧すること。これらの場合に、当市の責に帰すべき事由が明らかな場合を除き、当市は一切の責任を負わないものとする。
- ⑫当市が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係ない広告等を表示しないこと。
- ⑬夏季及び冬季の需要が高まる時間帯において、節電対策を実施すること。

1 4 原状回復

設置期間が満了する場合には、その満了する日までに、原状回復を行ない、当市の担当者の確認を受けること。また、契約が解除された場合や自己都合により自動販売機を撤去する場合には、当市が指定する期日までに、原状回復を行ない、当市の担当者の確認を受けること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を当市に請求することはできない。

1 5 自動販売機の交換・設置の中止・他所への増設

(1) 自動販売機の交換

設置している自動販売機の交換を行なおうとする場合は、あらかじめその旨を当市に申し出て、承諾を受けること。

(2) 自己都合による自動販売機の設置の中止

貸付期間が満了する前に、設置事業者の都合により自動販売機の設置を中止しようとする場合は、義務の不履行として契約の解除となる。なお、この場合、設置事業者はその中止をしようとする日の2か月前までに書面により当市に申し出てものとする。

(3) 自動販売機の増設

当市が必要と判断した場合に施設内に自動販売機を増設する場合、このことによって、既に設置していた自動販売機の販売が減少したとしても、設置事業者は一切の補償を当市に請求することはできない。

16 費用負担

この募集要項に基づく入札の参加、行政財産貸付申請等に要する費用はその手続きを行なった者の負担とし、自動販売機（証明用電気計器等を含む。）、の設置、交換、撤去、安全、対策、維持管理等に要する一切の費用は設置事業者の負担とする。

17 設置事業者及び販売実績の公表

自動販売機の設置事業者及び販売実績（販売数量、販売額）については、今後の募集の際などに公表する場合がある。

18 協議事項

募集要項、仕様書及び契約書に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、当市と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。

19 様式のダウンロード

館山市ホームページからダウンロード可能

20 問い合わせ先・書類の提出先

〒294-0045

館山市北条1740番地

館山市図書館 管理係

TEL 0470-22-0701

FAX 0470-22-1533

E-mail tosyokan@city.tateyama.chiba.jp